

第百九十八回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第百九十八回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第百九十八回国会	五三〇件	五三〇件

所管府省別目次

(第百九十八回国会請願)

一、法務省	一
一、厚生労働省	五
一、国土交通省	三六

ページ

<p>件名</p>	<p>法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第一四六二号） 同（第一四六三号） 同（第一四六四号） 同（第一四六五号） 同（第一四六六号） 同（第一四六七号） 同（第一四六八号） 同（第一四六九号） 同（第一四七〇号） 同（第一四七一号） 同（第一四七二号） 同（第一四七三号） 同（第一四七四号） 同（第一四七五号） 同（第一五六四号） 同（第一五六五号） 同（第一五六六号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>法務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>法務局、更生保護官署、地方出入国在留管理官署及び少年院については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に応えられるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>同（第一六一二一号） 同（第一六一二二号） 同（第一六九二号） 同（第一六九三号） 同（第一八六九号） 同（第一九八二号） 同（第一九八三号） 同（第二〇九五号） 同（第二〇九六号） 同（第二二〇四号） 同（第二三八〇号） 同（第二四三六号） 同（第二六七五号）</p> <p>裁判所の人的・物的充実に関する請願 （第一八六四号） 同（第一八六五号） 同（第一九八四号） 同（第一九八五号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>法務省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二〇九七号） 同（第二〇九八号） 同（第二〇九九号） 同（第二一〇〇号） 同（第二一〇一号） 同（第二一〇二号） 同（第二一〇三号） 同（第二一〇四号） 同（第二一〇五号） 同（第二一〇六号） 同（第二一〇七号） 同（第二一〇八号） 同（第二一〇九号） 同（第二一一〇号） 同（第二一一一号） 同（第二一一二号） 同（第二一一三号） 同（第二一〇五号） 同（第二二〇六号）		力がされるものと考えている。 政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。

<p>同(第二二九〇号) 同(第二四六八号) 同(第二六〇〇号) 同(第二六〇一号) 同(第二六七六号) 同(第二九一〇号) 同(第二九一一号) 同(第三〇三一号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
学童保育（放課後児童健全育成事業）を 拡充し、子育て支援の充実を求めること に関する請願（第二九六号） 同（第四二一号） 同（第四九一号） 同（第四九二号） 同（第四九三号） 同（第四九四号） 同（第六四〇号） 同（第六九四号） 同（第六九五号） 同（第七三四号） 同（第七六五号） 同（第八九二号） 同（第八九三号） 同（第九〇七号） 同（第九〇八号） 同（第九一三号） 同（第九三五号） 同（第九四八号）	厚生労働省	<p>放課後児童健全育成事業については、「新・放課後子ども総合プラン」（平成三十年九月十四日公表）に基づき、令和元年度から令和五年度までの五年間で約三十万人分の更なる受け皿整備等を進めることとしている。また、同プランにおいて、「放課後児童クラブは（中略）「遊びの場」「生活の場」であり、子どものものであり、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る」こととしており、多様なニーズに対応できるよう、本事業の質の向上にも努めてまいりたい。</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第九五七号） 同（第九九一号） 同（第九九二号） 同（第一〇二八号） 同（第一〇五六号） 同（第一〇八〇号） 同（第一〇八一号） 同（第一一五一号） 同（第一二七二号） 同（第一三三七号） 同（第一三八八号） 同（第一六五九号） 同（第一六六〇号） 同（第一六六一号） 同（第一六六二号） 同（第一七一八号） 同（第一八三二号） 同（第一八三三号） 同（第一八九一号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第一八九二号) 同(第二二二六号) 同(第三〇六号) 同(第三〇七号) 同(第二四四一号) 同(第二四七九号) 同(第二四八〇号) 同(第二五四号) 同(第二六二四号) 同(第二六二五号) 同(第二七三九号) 同(第二七四〇号) 同(第二七四一号) 同(第二七四二号) 同(第二八四四号) 同(第二八四五号) 同(第二八四六号) 同(第二八四七号) 同(第二八四八号)		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第四五二号） 同（第四五三号） 同（第四五四号） 同（第四五五号） 同（第四五六号） 同（第四五七号） 同（第四五八号） 同（第四五九号） 同（第四六〇号） 同（第四六一号） 同（第四六二号） 同（第四六三号） 同（第四六四号） 同（第四六五号） 同（第四六六号）</p>	厚生労働省	<p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成三十年七月に取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」を踏まえ、令和元年度予算において、慢性腎臓病診療提供体制を構築するためのモデル事業、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究費による慢性腎臓病の早期発見、早期治療、重症化予防等を目的とする研究事業及び都道府県等の慢性腎臓病対策に関する普及啓発事業等に係る費用を計上し、これらの事業の推進を図っているところである。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。このため、要介護認定等により要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。</p> <p>三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第四六七号） 同（第四六八号） 同（第四六九号） 同（第四七〇号） 同（第四七一号） 同（第四七二号） 同（第四七三号） 同（第四七四号） 同（第四七五号） 同（第四七六号） 同（第四七七号） 同（第四七八号） 同（第四七九号） 同（第四八〇号） 同（第四八一号） 同（第四八二号） 同（第四八三号） 同（第四八四号） 同（第四八五号）		<p>機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。</p> <p>施設の整備については、高齢者に関しては、都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金により、地域密着型特別養護老人ホーム等の地域密着型サービスの施設の整備に必要な経費等の支援を行っており、また、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に関しては、社会福祉施設等施設整備補助金により、障害者等の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な経費の一部を補助しており、必要な整備を着実に進めていく。</p> <p>四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図った。令和元年台風第十九号による災害等においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。</p>

件名	同(第四八六号) 同(第四八七号) 同(第四八八号) 同(第四八九号) 同(第四九〇号) 同(第五〇〇号) 同(第五〇一号) 同(第五〇二号) 同(第五〇三号) 同(第五〇四号) 同(第五〇五号) 同(第五〇六号) 同(第五〇七号) 同(第五〇八号) 同(第五〇九号) 同(第五一〇号) 同(第五一一号) 同(第五一二号) 同(第五一三号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>今後、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医会と連携して、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓発に加え、令和元年度予算において、ドナー家族に対し、臓器提供という選択肢を示す機会を増やすため、それに伴う臓器提供施設の実務負担の軽減を図るための経費を引き続き計上した。</p> <p>また、再生医療については、令和元年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p> <p>再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第五一四号) 同(第五一五号) 同(第五一六号) 同(第五一七号) 同(第五一八号) 同(第五一九号) 同(第五二〇号) 同(第五二一号) 同(第五二二号) 同(第五二三号) 同(第五二四号) 同(第五二五号) 同(第五二六号) 同(第五二七号) 同(第五二八号) 同(第五二九号)		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五四〇号） 同（第五四一号） 同（第五四二号） 同（第五四三号） 同（第五四四号） 同（第五四五号） 同（第五五七号） 同（第五五八号） 同（第五五九号） 同（第五六〇号） 同（第五六一号） 同（第五六二号） 同（第五六三号） 同（第五六四号） 同（第五六五号） 同（第五六六号） 同（第五六七号） 同（第五六八号） 同（第五六九号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五七〇号） 同（第五七一号） 同（第五八九号） 同（第五九〇号） 同（第五九一号） 同（第五九二号） 同（第五九三号） 同（第五九四号） 同（第五九五号） 同（第五九六号） 同（第五九七号） 同（第五九八号） 同（第五九九号） 同（第六四二号） 同（第六四三号） 同（第六四四号） 同（第六四五号） 同（第六四六号） 同（第六四七号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第六九六号） 同（第六九七号） 同（第六九八号） 同（第六九九号） 同（第七〇〇号） 同（第七三六号） 同（第七三七号） 同（第七三八号） 同（第七三九号） 同（第七四〇号） 同（第七六六号） 同（第七六七号） 同（第七七八号） 同（第七八〇六号） 同（第七八〇七号） 同（第七八〇八号） 同（第七八〇九号） 同（第七八一〇号） 同（第七八一一号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第八六一号） 同（第八六二号） 同（第八六三号） 同（第八九四号） 同（第八九五号） 同（第八九六号） 同（第九〇九号） 同（第九一〇号） 同（第九一四号） 同（第九一五号） 同（第九一六号） 同（第九三七号） 同（第九三八号） 同（第九四九号） 同（第九五〇号） 同（第九五九号） 同（第九六〇号） 同（第九六一号） 同（第九七五号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第一〇〇七号) 同(第一〇三〇号) 同(第一〇三八号) 同(第一〇五九号) 同(第一〇八九号) 同(第一一二三号) 同(第一二二〇号) 同(第一三三八号) 同(第一三六八号) 同(第一五一一号) 同(第一五一二号) 同(第一五二三号) 同(第二〇三〇号) 同(第一一二六号) 同(第二三二二号) 同(第二三八九号) 同(第二四九三号) 同(第二五五六号) 同(第二五五七号)		

<p>件名</p>	<p>同(第二五五八号) 同(第二六二八号) 同(第二六二九号) 同(第二八五二号) 同(第二九五八号) 同(第二九五九号) 同(第二九六〇号) 同(第二九六一号) 同(第三〇四三号) 同(第三〇四四号) 同(第三〇四五号)</p> <p>ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発、肝炎ウイルス検診促進に関する請願(第九七四号)</p> <p>同(第一六七〇号) 同(第一六七一号) 同(第一六七二号) 同(第一六七三号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業については、平成三十一年二月に全都道府県で事業を開始したところであり、まずは、本事業における指定医療機関の増加及び確保並びに患者への更なる本事業の周知に積極的に取り組むことにより、本事業の利用促進を図ってまいりたい。</p> <p>二 政府においては、肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成二十八年厚生労働省告示第二百七十八号。以下「基本</p>

件名	同(第一六七四号) 同(第一六七五号) 同(第一六七六号) 同(第一六七七号) 同(第一六七八号) 同(第一七四〇号) 同(第一七四一号) 同(第一七四二号) 同(第一七四三号) 同(第一七四四号) 同(第一七四五号) 同(第一七四六号) 同(第一八三七号) 同(第一八三八号) 同(第一八三九号) 同(第一八四〇号) 同(第一九〇九号) 同(第一九一〇号) 同(第一九一一号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>指針」という。)に基づき、肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進を図っている。</p> <p>肝硬変については、基本指針で、肝硬変等に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組みべき課題と位置付けており、「肝炎研究十カ年戦略」(平成二十三年十二月二十六日策定)に基づき、肝硬変の病態やQOL改善に関する治療薬・治療法を開発する研究を推進し、実用化に向けた支援を行っている。</p> <p>また、肝がんについても、「がん研究十カ年戦略」(平成二十六年三月三十一日策定)に基づき、肝がんも含めたがんに対する新規薬剤を開発するための研究や、新たな標準治療の創設及び早期の実用化に向けた研究を行っている。</p> <p>三 B型肝炎の画期的な治療薬については、基本指針で、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等を今後の取り組みべき課題と位置付けており、「肝炎研究十カ年戦略」に基づき、B型肝炎の創薬実用化研究を推進している。</p> <p>これまでのB型肝炎の創薬実用化研究において、B型肝炎ウイルスに係る実験基盤の確立並びに既存薬を応用したB型肝炎の治療薬及びゲノム技術を利用したB型肝炎の治療</p>		

件名	同(第二〇三七号) 同(第二〇三八号) 同(第二〇三九号) 同(第二〇四〇号) 同(第二一四四号) 同(第二一四五号) 同(第二一四六号) 同(第二二三六号) 同(第二二三七号) 同(第二二三八号) 同(第二三二五号) 同(第二三二六号) 同(第二三九五号) 同(第二三九六号) 同(第二七五四号) 同(第二七五五号) 同(第二七五六号) 同(第二八五七号) 同(第二九六四号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>法の開発が進められており、これらの成果により、B型肝炎に対する治療薬の開発や治療法の実用化に結びつくよう、引き続き研究に対する支援を行ってまいりたい。</p> <p>四 肝炎対策においては、肝炎の早期発見及び早期治療が重要であると考えている。このため、政府としては、地方公共団体において行われる肝炎ウイルス検査及び受検勧奨、職域での検査促進等の取組の支援を行うとともに、肝炎総合対策国民運動事業等による普及啓発を通じて、肝炎ウイルス検査の受検及び陽性者の受診促進の更なる推進を図っている。また、地方公共団体に対し、土日及び夜間における検査及び出張型検査の実施、医療機関への委託検査、健康診査の場の活用等の受検者の利便性に配慮した取組を行うよう働きかけてきた。</p> <p>さらに、平成二十六年から、陽性者を早期治療につなげ、重症化予防を図る観点から、陽性者のフォローアップを実施するとともに、肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者を対象とする初回精密検査費用の助成並びに肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がんの患者を対象とする定期検査費用の助成を実施している。初回精密検査</p>		

<p>件名</p>	<p>同(第二九六五号)</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病 対策の総合的な推進に関する請願(第一 一八五号)</p> <p>同(第一一八六号)</p> <p>同(第一一八七号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発及び診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和元年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難治性疾患政策研究事業及び難治性疾患実用化研究事業に取り組んでいる。引き続き、これらの研究を推進してまい</p> <p>査費用の助成については、令和元年度から、対象者に職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判断された者を追加している。定期検査費用の助成については、平成二十七年には助成回数を年一回から年二回に増やし、平成二十八年度には対象者を高所得以外の世帯の者に拡大し、平成二十九年度には一定以下の所得の世帯の者の自己負担額の軽減を図り、平成三十年度には助成を受けるために必要な医師の診断書の提出の省略を図る等、支援の充実に向けた取組を行っている。</p> <p>加えて、肝炎ウイルスによる肝炎の早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費助成を行っている。平成三十一年三月からは、C型重度肝硬変のインターフェロンフリー治療を医療費助成の対象に追加したところである。</p>

件名	同(第一一八八号) 同(第一一八九号) 同(第一一九〇号) 同(第一一九一号) 同(第一一九二号) 同(第一一九三号) 同(第一一九四号) 同(第一一九五号) 同(第一一九六号) 同(第一一九七号) 同(第一一九八号) 同(第一一九九号) 同(第二二〇〇号) 同(第二二〇一号) 同(第二二〇二号) 同(第二二〇三号) 同(第二二〇四号) 同(第二二〇五号) 同(第二二〇六号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>りたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、新たな難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和元年度予算において、約六億円を計上しており、引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病の拡大については、難病法施行時の百十疾病から、令和元年七月時点において三百三十三疾病まで拡大したところである。また、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、努めてまいりたい。</p> <p>二 医療費等の経済的負担の軽減については、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、高額療養費制度により、経済的負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一二〇七号） 同（第一二〇八号） 同（第一二〇九号） 同（第一二二一号） 同（第一二二二号） 同（第一二二三号） 同（第一二二四号） 同（第一二二五号） 同（第一二二六号） 同（第一二二七号） 同（第一二二八号） 同（第一二二九号） 同（第一二三〇号） 同（第一二三一号） 同（第一二三二号） 同（第一二三三号） 同（第一二三四号） 同（第一二五二号） 同（第一二五三号）		<p>難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。</p> <p>障害福祉サービスについても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の改正により、障害者の地域での一人暮らしを支援する「自立生活援助」等の新サービスが創設され、平成三十年四月一日から施行されているところである。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を実施している。</p>

件名	同(第一二五四号) 同(第一二五五号) 同(第一二五六号) 同(第一二五七号) 同(第一二五八号) 同(第一二五九号) 同(第一二七三号) 同(第一二七四号) 同(第一二七五号) 同(第一二七六号) 同(第一二七七号) 同(第一二七八号) 同(第一二七九号) 同(第一二八〇号) 同(第一二八一号) 同(第一二八二号) 同(第一二八三号) 同(第一三〇三号) 同(第一三〇四号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>また、難病の医療提供体制については、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、引き続き、難病の医療提供体制の構築に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>さらに、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費について、令和元年度予算において、約三千万円を計上しており、今後も、慢性的な疾病を抱える児童等の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>難病及び慢性疾患等の障害のある幼児、児童及び生徒に対</p>		

件名	同(第一三〇五号) 同(第一三〇六号) 同(第一三〇七号) 同(第一三〇八号) 同(第一三三〇号) 同(第一三三一号) 同(第一三三二号) 同(第一三三三号) 同(第一三四一号) 同(第一三四二号) 同(第一三六九号) 同(第一三七〇号) 同(第一四四七号) 同(第一四四八号) 同(第一四四九号) 同(第一四五〇号) 同(第一四五一号) 同(第一五五二号) 同(第一五五三号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>しては、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、特別支援学校、特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めており、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対する教育支援体制を整備することを目的とした事業を実施している。また、学校において医療的ケアを行う看護師の配置に必要な経費を補助するとともに、酸素療法や人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置し、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第一五五四号) 同(第一五五五号) 同(第一六一四号) 同(第一六一五号) 同(第一六一六号) 同(第一六一七号) 同(第一六七九号) 同(第一六八〇号) 同(第一七四八号) 同(第一八四一号) 同(第二〇四一号) 同(第二一四七号) 同(第二二三九号) 同(第二二四〇号) 同(第二三二七号) 同(第二三九七号) 同(第二三九八号) 同(第二四四六号) 同(第二四四七号)		<p>病診療連携拠点病院を整備することにより、その強化を図っている。</p> <p>医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学定員を臨時的に増員してきており、令和元年度は九千四百二十名としているほか、医師が不足している地域の病院に対する支援等を行っているところである。</p> <p>看護師等の確保については、これまでも、離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。</p> <p>また、医師需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月から「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」を開催し、同分科会での議論等を踏まえ、医師偏在対策等を内容とする「医療法及び医師法の一部を改正する法律案」を第百九十六回通常国会に提出し、同国会において成立、平成三十年七月二十五日に公布されたところである。引き続き地域医療の格差の解消に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金(医療分)については、令和元年度予算において、公費約千</p>

件名	同(第二五〇一号) 同(第二五〇二号) 同(第二五六二号) 同(第二五六三号) 同(第二五六四号) 同(第二七五七号) 同(第二七五八号) 同(第二七五九号) 同(第二八五八号) 同(第二八五九号) 同(第二八六〇号) 同(第二九六六号) 同(第二九六七号) 同(第二九六八号) 同(第三〇九三号)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>三十四億円を計上している。各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和元年度予算において、約千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>五 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているとこ</p>		

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願(第二〇〇三号) 同(第二〇〇四号) 同(第二〇〇五号) 同(第二〇〇六号) 同(第二〇〇七号) 同(第二〇〇八号) 同(第二〇〇九号) 同(第二〇一〇号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>ろである。また、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいるところである。</p> <p>今後、同研修事業を行うとともに、難病相談支援センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と難病相談支援センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>一 平成二十三年度から平成二十五年度までの厚生労働科学研究費補助金による障害者対策総合研究事業(精神障害分野)「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」において、全国の主なてんかん診療施設のリスト等をインターネット上に掲載し、地域診療と関連諸学会専門医が連携した「てんかん診療ネットワーク」の基盤を形成している。また、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(平成二十六年厚生労働省告示第六十五号。以下「指針」という。)において、専門的な診療を行</p>

件名	同(第二〇一―一號) 同(第二〇一―二號) 同(第二〇一―三號) 同(第二〇一―四號) 同(第二〇一―五號) 同(第二〇一―六號) 同(第二〇一―七號) 同(第二〇一―八號) 同(第二〇一―九號) 同(第二〇二―〇號) 同(第二〇二―一號) 同(第二〇二―二號) 同(第二〇二―三號) 同(第二〇二―四號) 同(第二〇二―五號) 同(第二〇二―六號) 同(第二一五―〇號) 同(第二一五―一號) 同(第二一五―二號)	主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、平成二十七年からは、てんかんに罹(り)患している者・家族が地域において適切な支援が受けられるための地域診療連携体制の構築のため、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施し、全国のてんかん診療拠点機関の整備を進めている。さらに、平成三十年から開始している各都道府県の第七次医療計画では、指針を踏まえ、てんかんを含めた多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、医療機関相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療提供を実現していけるよう、てんかんに対応できる医療機関を明確化することとしている。また、令和元年度の厚生労働科学研究費補助金による障害者対策総合研究事業(精神障害分野)において、てんかん診療体制の均てん化やてんかん患者・家族の支援ニーズに関する調査・研究を行っているところである。引き続き、地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>専門医については、現在、医学に関係する各学会が、それぞれの分野の医師の育成を目的として認定を行っており、てんかんについても、一般社団法人日本てんかん学会がてんか</p>		

件名	同(第二一五三号) 同(第二一五四号) 同(第二一五五号) 同(第二一五六号) 同(第二一五七号) 同(第二一五八号) 同(第二一五九号) 同(第二一六〇号) 同(第二一六一号) 同(第二一六二号) 同(第二一六三号) 同(第二一六四号) 同(第二一六五号) 同(第二一五〇号) 同(第二二五一号) 同(第二二五二号) 同(第二三三三号) 同(第二三三四号) 同(第二三三五号)	主な所管府省	<p>請願に対する処理要領</p> <p>ん専門医を認定している。また、非専門医についても、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において医療従事者を対象とした研修を実施している。引き続き、このような機会を活用し、てんかんに関する情報の周知を図ってまいりたい。</p> <p>重度者に対応できる診療時間の確保については、指針において、精神科と他の診療科の連携に係る取組を推進する旨を盛り込んでいくところであり、引き続き、取組を進めてまいりたい。</p> <p>救急医療体制については、休日夜間に比較的軽傷の患者を受け入れる初期救急、入院を要する救急患者を受け入れる二次救急及び重篤な患者を受け入れる三次救急においてそれぞれ役割を分担し、地域において効率的かつ円滑に患者を受け入れる体制整備を図るため、医療提供体制推進事業費補助金等を通じて支援を行っており、引き続き、救急医療体制の充実に努めてまいりたい。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付の支給決定及び支給認定の申請時に添付することとされている診断書の取得</p>
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

件名	
主な所管府省	
請願に対する処理要領	<p>同(第二三三三六号) 同(第二三三七号) 同(第二五一七号) 同(第二五六六号) 同(第二六三六号) 同(第二六三七号) 同(第二七六二号) 同(第二七六三号) 同(第二八六四号) 同(第二九七三号) 同(第二九七四号) 同(第二九七五号)</p> <p>のたための費用を公費負担とすることについては、新たな財源の確保が必要となること等を踏まえて慎重に検討する必要がある。</p> <p>災害時における医薬品の供給体制については、地域の卸売業者を介した供給に加え、必要に応じて国や業界団体が連携して広域支援を実施する体制を整備するとともに、都道府県における医薬品備蓄により供給体制を整備している。また、抗てんかん薬を含む慢性疾患措置用の医薬品については、災害の状況によっては想定より早い段階で必要となる可能性があることから、「災害時に必要な医薬品等の確保について(周知)」(平成三十年三月九日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡)において、都道府県に対して、慢性疾患措置用の医薬品等の確保について、配慮をするよう依頼している。こうした取組により、抗てんかん薬も含め、災害時における医薬品の安定的な供給体制の確立を図ってまいりたい。</p> <p>難治てんかんの研究については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター(以下「センター」という。)の中期長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について</p>

	件名
	主な所管府省
<p> 二 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）により、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）を踏まえた基本理念を障害者総合支援法に盛り込み、重度訪問介護の対象拡大並びにケアホーム及びグループホームの一元化等の見直しを行い、平成二十六年四月から施行している。 </p> <p> 障害者総合支援法における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかんに罹（り）患している者を含む精神障害者の特 </p>	<p> 請願に対する処理要領 </p> <p> 重点的に取り組むよう定めていることを踏まえ、センターにおいて行っている。引き続き、難治てんかんの研究テーマの充実に向けて、必要な支援を行ってまいりたい。 </p> <p> また、現在、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により「低悪性度てんかん原性腫瘍の分子遺伝学的診断ガイドラインに向けたエビデンス創出」及び「海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかんの原因遺伝子同定と発症機構の解明」に関する研究を実施している。これらの研究が進展し、病態解明や新薬開発が推進されるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたい。 </p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>当事者参画によるサービスの促進については、障害者総合支援法では、地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者等及びその家族も含め、関係機関等で構成される協議会を設置するよう努めなければならないこととされている。また、障害者総合支援法に基づき国が定める第四期以降の障害福祉計画の基本指針においても、市町村及び都道府県において障害福祉計画を作成又は変更するに当たっては、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが必要な旨を定めている。</p> <p>てんかんに関する総合的な相談窓口の配置については、てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかんに罹(り)患している者を含む障害者が地域社会で安心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）に基づき、平成二十八年四月から、事業主に対し、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者が職場で働くに当たつての支障を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣が助言、指導又は勧告を行うことができるとされている。同法の周知啓発に努めるとともに、てんかんに罹（り）患していることを理由とする差別がなされている場合や、てんかんに罹（り）患している者の能力の有効な発揮の支障となつている事情を改善する等のために必要な合理的配慮の提供がなされていない場合等、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図つてまいりたい。</p> <p>さらに、平成三十年四月から、てんかんに罹（り）患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わっており、引き続き、公共職業安定所において、障害者はその能力に適合する職業に就けるよう、個々の障害者の障害特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願（第二〇二七号） 同（第二〇二八号） 同（第二〇二九号） 同（第二一六六号） 同（第二一六七号） 同（第二一六八号） 同（第二四五〇号） 同（第二六三八号） 同（第二八六五号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対し、後援及び担当官による行政報告等を行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>これらの取組に加え、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号）において、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進す</p>

	件名
	主な所管府省
<p>請願に対する処理要領</p> <p>る旨が規定されていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各地方公共団体での取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を進めてまいりたい。</p>	

<p>件名</p>	<p>精神障害者の交通運賃に関する請願（第一四五二号） 同（第一六八六号） 同（第一八四九号） 同（第二三四五号） 同（第二四〇六号） 同（第二六四三号） 同（第二六四四号） 同（第二八六九号） 同（第三〇五五号） 同（第三〇九五号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>国土交通省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>障害者に対する運賃等割引については、割引による減収を他の利用者の負担等で賄うという各事業者の自主的な判断に基づき行われているものである。精神障害者に対する運賃等割引については、政府として事業者に対し理解と協力を求めてきたところであり、こうした取組の結果、平成三十年十月には新たに航空業界においても導入されるなど、精神障害者割引を実施している事業者は増加傾向となっている。政府としては、精神障害者割引の導入が広がっている状況について、事業者に幅広く周知するなど、引き続き、精神障害者割引についての理解と協力を求めてまいりたい。</p>